

平成30年度茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会7月定例会議事録

- 1 日 時 平成30年7月11日(水)午後1時30分～午後3時45分
- 2 場 所 市役所本庁舎4階 会議室1
- 3 出席者 後藤会長、細田副会長、植松副会長、和田会計、矢野監事、弓達監事
関野保、河内昇、篠原徳守、林正明、真野宗直、三觜健一、林申次、
岩壁榮、熊澤繁雄、小島正徳、滝本誠、新倉昭人、中田一夫、前田積、
青木三郎、古谷宏、茂木信男、永野盛芳、永澤鐵男の各委員
欠席：高梨勇委員
文化生涯学習課(関山課長)、文化スポーツ振興財団(後藤総務課長)
都市政策課(後藤課長他)、防災対策課(大竹課長他)、建築指導課(有賀課
長他) 高齢福祉介護課(重田課長他)
市民自治推進課(富田課長、永倉課長補佐、木村課長補佐、窪田副主査)
事務局(山田、長野)

4 会議の経過

(1) 開 会 細田副会長

(2) あいさつ 後藤会長

(3) 議 題

① 新旧委員懇親会の状況について(報告)

事務局より、資料に基づき報告した。

② 会報誌「まちぢから」の発行について

事務局より、資料に基づき説明した。

③ 先進都市視察について

事務局より、資料に基づき説明した。

事務局と市民自治推進課に一任することになった。

④ 研修会について

事務局より、資料に基づき説明した。

日程、場所について、11月24日(土)午後2時30分から、市役所本庁舎4階会議室1～5で開催することを確認した。

テーマについては特に提案はなく、次回以降に提案をすることになった。

⑤ その他

ア 情報交換について

(ア) 茅ヶ崎市内の犯罪発生状況等について

振り込み詐欺については、少なくなっていたが、6月に7件という事で、松浪地区が3件でまた多くなってきております。5月まではカード詐欺が半数以上を占めていたのですが、ここに来て少し手口を変えてきて今度は還付金詐欺が増える傾向にあると

いう事なので、充分気を付けていただきたいと思います。おかげさまで、自転車盗がだいぶ減ってきている。さまざま活動をしたり、昨日もペDESTリアンデッキでキャンペーンを行いました。こういうことにより効果が出てきていると思います。気を付けていただきたいのは、これから夏休みになると子どもたちが、いたずらで、自転車を乗り回したりすることがあるので、注意をしていただきたい。以上です。

(イ) 小和田地区自治会連合会「こわだ防災」について

新倉委員より、資料に基づき説明があった。

自治会加入者の自治会安否訓練は、香川地区とか円蔵自治会、あと南湖地区などが防災訓練時に行っているようですが、それらを参考にしながら、小和田地区の安否訓練を行いました。方法は各自治会にまかせました。安否確認のためにタオルを作って掲げてもらったり、看板を作ってもらったり、マンションの場合には、マジックテープでドアにはりつけるものを使ったり、表示の仕方は様々です。今回わかったことは、自治会で安否訓練をやると、漏れるところがあるという事がわかりました。それはどういうところかという、昼間ですと大規模、小規模を問わず保育園、それから老人ホーム、問題なのは、昼間ではなくある程度施設で責任はもてるが、夜間になると、保育園は園児がいないからいいですが、老人施設になるとたとえば収容者が54人いるけれど、スタッフは4人しかいない。地震が夜に起こるとどうにもならない。ある施設の責任者のお話ですけれど、「私は責任者で、寒川に居住していて夜間に何かあったら、急いで出勤するけれども、たぶんどうにもならない。ですから夜間の場合には何とかしてください。」と言われたけれども、保育園にしても、災害が起こった時に、現状のスタッフで対応できるかというとてもできないだろう。じゃあどうするのかと言われても、その事がわかっただけでどうにもならない。また避難行動要支援者名簿ですけれども、これについては、各自治会それぞれ対応が違っており、来年からは各自治会の班組ごとに、地図に具体的な事は書かないけれども、地図に印をつけて安否確認をしようという話になっている。先行している自治会があるので、そういうところの経験を踏まえて、今後より充実したものにしていければいいなと思っています。

(ウ) 「浜須賀まちのちから」の発行について

青木委員より、「浜須賀まちのちから」の内容等について説明があった。

イ その他

(ア) 中学校 部活動移動時自転車禁止について

後藤会長より資料に基づいて説明があった。

7月5日に中学生の保護者から電話があり、内容は、まちぢから協議会連絡会で、中学校の部活動移動時の自転車禁止について、取り上げて議論をしていただいているのを知って、連絡をさせていただきました、ということでした。その中で、部活動移動時の自転車禁止について、事前に何の相談もなく突然禁止になった。いろいろな問題があるのを、まちぢから協議会連絡会の方々にも知っていただきたいということで

電話をくれたそうです。現在徒歩及びバス等で移動しているが、暑い時期熱中症対策で、この方はスポーツをやっているお子さんがいるんですが、水分補給で2リットルの水筒を持って行かせるんですが、その他部活で使用している用具ですとか、弁当、着替えなどを持つとかなりの量になる、大きさも大きくなるので、移動がかなり大変である。またこのような荷物を持ってバスに乗ると一般の乗客に苦情を言われたり、いやな視線を浴びせられるというようなことで、子どもたちが非常にかわいそうな思いをしているということでした。それから交通費による経済負担などの理由で部活の保護者全員の連名で、学校長に要望書を提出され、その後、保護者数名で学校長に会って、お願いをしたそうです。要望の内容については7月7日の大会に自転車移動を認めていただきたいという1日に限っての要望で、本当はこの暑い時期に7月7日に限らず、自転車を利用させてもらいたいと思っていられるんですが、承諾が得られないのではないかとということで、1日に限っての要望になったようです。子どもに対しての自転車の安全指導は、親が徹底し、移動中に不測の事態が発生しても自己責任において対応しますと、学校等に対しての責任は追及しないので、7月7日の大会については認めてほしいとの話をしたそうです。校長の回答は子供の安全を考えて校長会が決めたことであり、今年度は試行期間としてやらせていただき、状況を見て2年目に反映をしていくので、今の段階では認められないとのことでした。あと子どもの安全を考えてとのことであるが、暑い時期、体調が悪くなることなどを考えていないのではないかとというような保護者の方の話でした。この内容について次の日、学校指導課長にお伝えをしました。それで、学校指導課長からその学校の校長に話をし、明日校長会があるそうで、その中でこういう要望書が来たということを報告したいとのことでした。このお母さんも言っていますが、学校に要望しても話し合いにならず、どこに言ったらいいのかということで非常に困っておられました。できたら各地区で保護者がどのように思っているのか聴き取りをしていただいて、次回の定例会までに報告をしていただきたいと思います。それから一昨日、神奈川新聞社の記者から私の家に電話があって、この問題についてまちぢから協議会連絡会としてどんな取り扱いをしているのかという取材がありました、教育委員会や地域の保護者の方にも、すでに話を聞いているそうで、私から3月の定例会の状況と、また1年間、学校といろいろ話し合いをしながら子供の安全に気を付けていきたいと話をしました。近日中に神奈川新聞に掲載されると思います。

(委員) 必ずしもみんなで意見をまとめて学校長に持って行くような元気のよい保護者ばかりではない。思っても言えない人もいる。一番このことで気になるのは、俺たちが決めたのだから文句いふなみたいな、そういうことを感じる。今会長が言われたように、単純に禁止したら、いろいろな問題が発生するわけだし、茅ヶ崎市内はとりあえずどこでも、自転車で行けるわけだし、安全に子どもたちが自転車で移動するためには、何を考えなければならないかということ、この際だから地域の人の意見も聞きながら、学

校も考えてみるというスタンスがないと、1年間試行したからといってなにが分かるのかと思うし、むしろ1年間の試行期間の中でどのような方法があるのかをいくつか試行していくのがいいのではないかと、明日校長会があるのならそのようなことを考えてほしい。

(委員) 3月にこの話を聞いて当初は全面禁止だったけれど、その後、試行期間という事で、1年間は校長の判断という事で、必ずしも禁止じゃあないですよという話だったと思うんですが、全面的にダメという判断でしたか。

(会長) 私も教育指導課長に聞いたけれども、私も同じように受け取ったんですけれども、学校側はそういう判断ではないみたいです。

(委員) 2回目に学校指導課長さんが説明に来られた時には、私はそのように受け取った。そうじゃないとすると、それは違いますという事をもう一度言ってもらわないと私は地区の会議でみんなにそのような説明をしているので、はっきりさせていただきたいと思います。

(市民自治推進課) 経過といたしましては今、お話があったとおりでございまして、5月の定例会では、最初は5月のゴールデンウイーク明けから全面禁止ということでしたが、再検討した結果、30年度は試行期間とするということは間違いございません。ただその内容というのは、各学校から柳島スポーツ公園、ここへの移動については条件次第で使用可能としますよ。それは保護者の同意と自転車移動の安全を確保したうえで、校長が判断、許可する、これを1年間やっというのが一つと、その他校長が認めた時というところがあるんですが、特に基準はないんですが、昨日確認したところ、1校だけ他市へ行くときには認めてますという学校があったということは確認してまいります。それ以外の学校は校長の判断で認めている学校はないと聞いております。いずれにしても原則は自転車に乗らないという事をやっという、その中で、いろんな意見や、問題が出たりしたことを校長会と教育委員会で一年間かけて考えていっというの、試行期間の意味だと確認しております。5月の資料にもそのように書かれていると考えます。

(会長) 今言われたように、(2)のその他校長が認めた時。この項目で皆さん方はある程度校長の判断で認めていただけると受け取られたと思うんですけれども、今回の校長の説明と皆さんが定例会で説明を受けた意味が少し違うというところもあるので、新倉委員が言われたように、学校には保護者はなかなか言いづらく、何とかまちぢから協議会連絡会で教育委員会に聞いてもらえないかという事で要望されているので、ぜひ地域で皆さんが意見を聞いていただき、次回にまた教育委員会に来ていただいて話し合いをするのか判断したいと思いますので、よろしくお願ひします。

(委員) うちの地区の場合は、やはり柳島スポーツ公園に近いので、どのように移動するのかという事ですすでに問題になっています。方法は2つで、浜見平の最後のバス停まで行ってバスに乗るか、浜見平の交差点の近くのバス停で乗るかなんですけれども、大

会などの時にはバスが生徒でいっぱいになってしまって、一般の乗客に支障が出ている。あとバスの費用の問題。それと柳島のスポーツ公園に行くのに海岸のサイクリングロードが徒歩で行ける一番安全な道です。ここを子どもたちが道をいっぱい歩いていると、一般の方にやはり支障がでる。こういう声が上がってきて、実は私たちの地区は、まちぢから協議会の役員と推進協で、校長と打ち合わせをしました。やはり言われたように、一回決まったことだから試行期間といっても、実際に自転車に乗せないという事で動いているのが現状のようで、校長の判断というのも、危険な事故があったんだから徒歩で行こうという事になっているのに、校長判断でいいというのはほぼないと思った方がいいと思う。とってこのまま何もしないというのではなく、PTAの方に状況を報告してくださいという意見の取りまとめを依頼している。今のところ夏場を迎える中で、学校側はこの問題で父兄等と話し合っていこうという雰囲気はない感じです。

(イ) 市民自治推進課から2点の報告があった。

○茅ヶ崎市地域コミュニティの認定に関する条例に基づく平成30年度特定事業補助金の交付状況について資料をお配りした。その時点での認定された事業につきましてはお伝えしている。今回、湘南地区の広報活動事業と南湖地区の納涼盆踊りです。この2件を6月の末に行われた審査会で審査をし、事業を行っていただくことになりました。両事業とも昨年度も行っていただいております、更なるブラッシュアップで行っていただけたらと思っております。昨年度も10件ございまして、今年度もすでに9件、現在すでに検討している地区もございます。皆様の協議の先にある課題の実践というなかで、有効に活用していただければと思います。

○大阪府泉佐野市と茅ヶ崎市は、特産品相互取扱い協定を結んでおりますが、7月6日の金曜日に茅ヶ崎市にお越しいただいて、自治会に関する意見交換をする予定になっておりました。ところが先週の豪雨の関係で、神奈川県まで来ていられたのですが、当日早朝、泉佐野市にお戻りになったので、意見交換が中止になりました。

(委員) 特定事業補助金の使い方であるが、南湖地区の盆踊りが対象という事だが、これを私の地区でも申請したら認めてもらえるのか。これは少しおかしいのではないか。

(市民自治推進課) この南湖地区の盆踊りにつきましては、それぞれの地区で開催の仕方はあるかと思うが、体育振興会が主催して行われるものが多いと思う。南湖地区も従来は体育振興会が主催でいたが、この盆踊りをますます発展させていくためには、体育振興会だけでは担いきれないという課題があり、新たな形で、まちぢから協議会が主体となって、更に地域の輪を広げるような形で、また南湖地区に伝わる文化芸能を伝えるという事も含め、地区をあげての取り組みとして採択をした。いろいろな取り組みを地区で行っていただいているが、例えばある団体が行っていることを、まちぢから協議会が名前を使って、その取組をすることもあろうかと思う。そこにはやはりより広がりを持ったものをお願いしたい。そのままではなく、まちぢから協議会で担うことにより、より効果が得られるもの、そういった事業に対してはわれわれも支援をしていきたい。

(委員) これは体育振興会の仕事だと思う。地域によって体育振興会が地域に密着しているところ、それから松林地区と鶴嶺地区については、関りがすこし一般とは違う。そういうところをよく検討しないと、全部の地区が請求することになると思う。そうすると歯止めがなくなる。おかしいと思う。検討をした方がいい。地区の体育振興会に出しているお金は微々たるものである。それで地域ではいろいろな方法で盛り上げようという事で、ない知恵をしぼって開催しているのが今の実情である。これが通るなら地域で、私の地域も補助がほしいと言われてしまう。新規事業ならいいが、まちぢから協議会がやろうとも地域ですでにやり方が決まっているものを採択するのはおかしいのではないか。今の説明は理解できない。

(市民自治推進課) 今回この資料だけで、皆様にお伝えしましたが、6月下旬に行われました、審査会のなかでもいろいろ議論があった。また改めて審査の状況等をお伝えしたい。

(委員) 南湖地区でまとまって盆踊りをやりたい。そこに地区が集約して盆踊りをやるのではないと聞いている。各地区ごとののは地区で行ううえで、地区全体として盆踊りをやろうという話です。小和田地区でも、今回いろんな会場の関係で例えば本宿自治会と赤松地区の自治会と、今回はじめて合同で盆踊りをやります。各自治会で分担金を出して準備をしている。南湖地区全体の盆踊りとはちょっと意味が違くと私は思っている。南湖が補助金もらったから、私の地区もという考えはありません。特に体育振興会としても、委員が言われたように、松林地区は50年以上まえから旧松林地区、現在の松林地区と小和田地区は一緒にやっていて、せっかくここまで一緒にやってきたんだから、出来るだけ続けていこうという事があるんで、まちぢから協議会の事業に関してはいろんな意見があり、いろんな人の意見を聞いた方がいいと思いますが、南湖地区の盆踊りについての再検討をするというのはいかがなものかと私は思います。

(会長) まちぢから協議会で地域を盛り上げていこうという事で、いろいろなアイデアを出していると思うが、地区でこういうものをやってみたいという時に、担当職員や課長などに意見を聞いてやってもらえばいいと思う。この事業についてはもう審査会も通っているんで、こちらでダメだとかいいとかいう問題ではないので了承していただきたいと思う。地域で事業を行う時に、どうしたら審査会を通る内容なのかという事を、もう一度、皆さん方で地域の中で検討していただければと思います。

(4) 行政からの依頼事項

○ 定例・報告事項

① パブリックコメントについて（2件）

市民自治推進課長より、説明があった。

② 市民文化会館リニューアルオープンに伴う催物案内の回覧について（依頼）

文化生涯学習課長、茅ヶ崎市文化スポーツ振興財団総務課長より、資料に基づき説明があった。

主な質議は次のとおり。

(問) ポスターですが、大きさを統一することはできないか。A1の大きさのポスターは掲示することができない。A3などに統一してくれれば一番いい。

(答) A1のポスターなどは、主催者が作成するものなので、一応話はさせていただきます。

(問) 催物案内の回覧ですが、これを回覧板に合うようにできないか。この形だと回覧板に無理してつけるので、みんなが見てくれないと思う。

(答) 検討したいと思います。

(問) 10月にオープンとのことだが、工事の進捗状況はいかがか。

(答) 工事は順調に進んでいる。7月末で工事が完了し、その後、サイン工事や付帯工事がその後に行うことになっている。いづれにしても10月1日オープンである。

(問) 回覧の話に戻るが、B4サイズとのことだが、今はAサイズが普通である。Aサイズに統一してもらいたい。

(答) すいません、これも持ち帰らせてもらいたい。検討したいと思います。

(問) 文字はできるだけ大きなサイズにしてもらいたい。

○ 依頼・説明事項（新規事項）

① ちがさき都市マスタープラン改定骨子案の地域意見交換会について
都市政策課長より、開催が終了したことのお礼があった。

② 感震ブレーカー設置費等補助金制度について
都市政策課長より、資料に基づき説明があった。
主な質議は次のとおり。

(問) 追加申請という事ですが、予定はいくつだったのか。

(答) ヤモリ型ですと、約1000個ほどが追加交付が可能です。

(問) 申請はまちぢから協議会でまとめてという事ですが、決定はそれぞれの自治会に個別にいくのですか。

(答) 決定の通知もまちぢから協議会あてです。

③ 「危険ブロック塀等への緊急対策」について
防災対策課長及び建築指導課長より、資料に基づき説明があった。
主な質疑は次のとおり。

(会長) 先ほどの役員会のなかで説明をいただいて、役員会として地域で協力をしていこうということで。日程についてはできれば、きちっと日にちを決めていただきたいという事で、9月一杯までに各地区で調査を終わらせていただければと思っていますので、ご協力をいただきたいのと、当初メジャーを持って測ってくださいという話だったが、それは役員会ではお断りいたしました。他人の塀をメジャーを持って測っていると不審に思われるので、目安として使っていただけるように作ってきましたので、利用してください。また地区でPTA、子ども会、推進協とかも調査をやろうというところも出てきているので、まちぢから協議会と連携して行ってください。

- (問) 要するに住宅地図に危険箇所を落として、No. 1 は高さが何メートルで、横幅が何メートルでものはブロック塀だとか、そういう表示をきちっとしなければならないということですね。それは書式などは各地区が手書きでいいとか、ここにあるようなものを各地区で作ってやらなければならないのかどうか。その部分はやっていただけるのかどうかを聞きたい。
- (答) 先ほど申し上げました地形図程度のものは用意できると思います。表につきましては、こちらで書式をつくっておりますので、提供することは可能です。
- (問) 高さが1 mが一つの基準になっていますが、危険な高さは確か2. 2とか2 mとか法律上の基準があるんじゃないかと思う。それとブロック塀、大谷石、万年塀、その他ってありますけど、その他って具体的にどんなものがあるんでしょうか。
- (答) 1 mというのは、組積造というのがあります。一般には大谷石などに使われる、石を積んで造る塀は、建築基準法で高さ1. 2 mが適法となっております。今回倒壊して問題になったブロック塀につきましては、2. 2 m、鉄筋を入れればこれまでは適法になってきます。ただ鉄筋が入っているかなど内部まで調査ができませんし、あと1. 2 mぎりぎりまで基準法にあってるからとしてしまうと、現実には1. 2 mでも崩れることはありますので、小学生の身長なども加味しまして、1 mで調査をしていただきたいと思います。ブロック塀、大谷石、万年塀など簡単にわかるものはいいんですが、ブロックにモルタルを塗ったり、判別ができないものが多々あるので、特定ができないものを、その他と考えていただきたいと思います。
- (問) 基礎が10 cmあって、その上にブロックが積んである場合は、ブロックだけで5段までという判断でいいですね。
- (答) 基礎の部分まで含めて1 mと考えております。
- (問) それから大谷石の大きさも書いておいた方がいい。
- (答) 大谷石につきましては、かなり変形して作ってある場合が多くて、基準通りの寸法で必ずしも施工されていない。自分の身長で1 mの部分測っておいて、それを目安にするということもよいと思います。
- (問) 通学路はいいんだけど、緊急輸送路などはここには載っていないのか。優先度1と優先度2なので載せるべきではないか。
- (答) 載せたものを再度配布いたします。
- (問) 一次調査内容に目視による地震時の倒壊の危険性が高い塀であるか事例写真をもとに確認してくださいとあるが、これは非常に無責任である。危険性のある塀であるかをわれわれ素人に判断しろということですか。危険性が高いかどうかなんてわからない。これは逆に言えば高さが1 m以上のものは全部、地図に落とし込むとか、要するにメジャーで測ればわかるような判断でやらないと、危険性が高いかどうかなんてわれわれにどう判断させるのか。依頼するのであれば、ブロック塀で1 m以上のものをピックアップしてくれとかね。大阪の場合も倒壊した塀はプロが見て大丈夫だというのが倒

れちゃったんだから。危険性の判断を素人にさせてはいけない。

(答) 倒壊の危険性のところにつきましては、あくまでも目安という事で、こういった所が考えられるという意見、地域のことをよく知ってらっしゃる皆さんからいただきたいと思っています。併せてこれから、広報紙等で所有者に向けた点検のお願いもしていきますので、これですべてが決まるわけではなくて、職員も外に出て、情報提供も呼び掛けておりますので、ひとつの情報として地域をよくご存じの方が、目安でお知らせいただきたいというのが、今回の趣旨でございますので、この調査だけで危険かどうかを判断するわけではないということで、ご理解いただきたいと思います。

(問) そうはいつでも、危険性を判断させるのは止めてくださいと言っている。「ここに危険性があるかどうかを、事例写真をもとに確認してください。」と書いてある。危険性の判断はわれわれ素人にさせないでください。責任問われることになるじゃあないですか。誰がチェックしたんだって。この文章に危険性云々を入れないでください。

(会長) 先日の役員会の中で、この資料のなかの高さというところの下に、危険か危険じゃないかっていう項目があったんです。それは、やはり判断できないということで削除してもらっています。今言われたところもやっぱり削除しなければいけない所だった。

(答) 会長の言われる通りかもしれません。今回の調査はひび割れたり、傾いているとか、そういうことの調査でございますので、ご理解をお願いいたします。

(会長) そうすると、1m以上じゃあなくて、1m以上の中のひびが入っていたり、傾いたりした塀を調査してくれという事でいいか。

(問) 2頁の一番上のところにある塀の高さ1m以上、幅1m以上で倒壊の危険性の高いブロック塀、万年塀、大谷石の総量って、どのくらいあるかを調べようとしているわけですよ。役員会でも言ったけど、倒壊の危険性の高いということじゃあなくて、自分の自治会にどのくらいのブロック塀があるか、それだけを報告するという話だったと思う。

(問) 単純に基盤の調査だというふうに理解しているので、私は危険だと思ったら、危険だとか書けばいいと思っている。最終的に地域の人が見て、ここ危ないねというところは、役所で再度調べて、どう処置するか考えればいいのであって、この調査そのものは危険度判定のベースになるというふうには私は理解してない。あまり考えるとできなくなるので、こういう問題がある、こういう高い塀があるというのを書き込んで出して、最終チェックは行政がやればいいと思います。様式は統一してもらって、地図もここに建っている家のこの部分にこういう塀があるという報告をすればいい。あとは専門家が判断すればいいと思う。まち協の責任ではないということを明言していただければ私はそれでいいと思う。

(問) 常識論で言えばそうかもしれない。この場合の調査は万が一の場合は責任が問われる。こういうことを自治会が請け負って調査したのではと言われた場合、被害者の方が万が一裁判をしようとしたら、責任を問われる可能性が0じゃないでしょう。万が一そ

うなって責任を問われることになったら、その人は気の毒でしょうとっている。危険性を判断する能力もないから。常識論でいったらそのとおり。われわれも素人でも常識で見ればチェックができるのは間違いない。でもこの場合の調査は危険性を問う調査であるから、いざという時に責任を問われる可能性があると言っている。この文章のままであれば私は辞退する。

(会長) 役員会でも、そういう話が出たはずなので、今言われているところはカットしていただいて、とりあえず1 m以上のものをリストアップするという形でお願いします。

(問) 市のほうから説明を受けましたけれども、今協議になっているようなことは、私は聞いていません。この赤線の通学路のところは調査が終わっている。これはまちぢから協議会が対象でやるのか、自治会が対象なのかどうなのか。これはどこがやるのか。私は実際にこの話を聞いてやりたくないです。自治会長が調査して、自治会員の家の塀を危ないとか言いたくない。調査をするのはいいですけど、傾いてるとか、ひびが入っているという事を市に地図を出してもらって丸をつけるだけだという説明を受けている。ちゃんと説明してください。自治会長が調査して、危険だと市に報告したから、塀を直すことになったなんてことを言われたら大変だ。

(答) 文書の方が直っていなかった部分があって申し訳ありません。今意見をいただいた部分を含めて再度調整させてください。最終的には、施工した方の責任になると思いますし、あくまでも地域の情報を教えていただきたいというのが趣旨ですので、あと地図などもどのような地図をご用意できるかも含めて、再度お願いしたいと思います。

(問) 赤線のところが通学路ということですが、他には通学路に指定されているところはありませんか。

(答) ありません。赤いところが通学路です。

(問) まちぢから協議会の会長宛の依頼ですか。自治会長宛にも依頼するんですか。自治会ごとの地図はほしい。それと優先度3の地図をもらえるのかどうか。

(答) 依頼文につきましては、まちぢから協議会の会長宛に出させていただきたい。もし、ご希望があるのであれば、お知らせ願います。地図のことですけれど、いまお手元にお配りさせていただいている、赤い線が入って通学路が示してある、それに緊急輸送道路を落とした地図をお配りしたいと考えている。

(問) くどいようですが、もう1回聞きますが、通学路については調査が終わっていて、そこにつながっている道路に沿った塀を調べてくれという事でいいのか。

(答) その通りです。

(会長) さきほどもお話ししましたが、今回まちぢから協議会で調査をするんですが、地区によってはPTAとか推進協がやろうとしているところが結構あるんです。ダブってやっても無駄な事なので、まちぢから協議会として協力してやっという事でお願いしたいと思います。

(問) せっかく調査をするだから、それを有効に生かして、補助金を出すとか、なんらかの

解消策につなげていただきたい。

(答) みなさんにいただいた情報をもとに、財政的な制度については、国の方でも動きがあるようで、今後しっかり注視しながら、何らかのかたちで取り組んでまいりたいと思っておりますし、所有者に対しての働きかけも含めて、ご協力を生かしていきたいと考えております。大阪での悲劇を繰り返さないように取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(問) ちゃんと調査したものを、プロットできる地図を待っていただければいいですね。

(答) 改めて地図のほうは、検討させていただきます。

③ 避難行動要支援者名簿の送付とアンケートの協力依頼について

高齢福祉介護課長より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(問) 所属する団体を選んでくださいというところですが、自治会長で、自主防災組織を兼ねている場合はどうするのか。

(答) 自治会長と自主防災組織の会長を兼ねているところと、そうではないところがあるので、二つが選べるようになっている。

(5) 閉 会 植松副会長